

2026年度学校法人東京理科大学公的研究費不正防止計画

1. 方針

学校法人東京理科大学（以下、「法人」という。）は、学校法人東京理科大学公的研究費管理規程（以下、「管理規程」という。）の規定により学校法人東京理科大学公的研究費に係る不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を制定し、公的研究費の適正な運営・管理及び研究費の不正使用防止を目的とした不正防止計画の策定・実施を定める。

本不正防止計画は、基本方針に基づき以下のとおり実施するものとする。

2. 実施内容

(1) 法人の責任体系の明確化

法人は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者について、対応する職名及び責任体系について本学ホームページで公表する。

(2) 監事の役割

- ① 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。
- ② 監事は、監査室が実施する内部監査によって、明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。
- ③ 監事は、上記①②で確認した結果について、理事会において定期的に報告し、意見交換を行う。

(3) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

① コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者及び部局責任者は、公的研究費を獲得した教員及び獲得している教員、並びに公的研究費関連業務に携わる事務職員等を対象にコンプライアンス教育用コンテンツの視聴を義務付ける。

また、科学研究費補助金及び公的研究費を獲得した研究者及び事務職員を対象に、執行に関する説明会を開催する。

② 啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者及び部局責任者は、各種媒体を活用し本

学教職員及び競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生に対して、啓発活動を実施する。

③ 公的研究費に係る関係諸規程の点検・整備

法人は、公的研究費に関するルールと現場の実態とが乖離していないか、随時確認を行い、適切な運用が図られるよう関係諸規程の整備・見直しを行う。

④ 教員からの誓約書の提出

競争的研究費を獲得した教員から法人の定める公的研究費関係諸規程及び配分機関が定めるルールを遵守することについての誓約書の提出を求める

⑤ 通報窓口の設置

法人は、管理規程に基づき通報窓口を監査室及び学外に設置し、本学ホームページ及び啓発ポスターに通報窓口に係る情報を掲載する。

(4) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

① 防止計画推進部署の設置

法人は、学校法人東京理科大学公的研究費不正防止計画推進委員会において不正防止計画の策定及び実施等を審議し、機関全体の観点から不正防止計画を推進する。

② 不正防止計画の点検・整備

統括管理責任者は、公的研究費の使用に係る不正を発生させる要因について、常に把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、監査室と連携を図りながらその見直しを図る。

(5) 研究費の適正な運営・管理活動

① 研究費の適正な運営・管理活動

法人は、公的研究費の執行に係る事務処理要項等を整備し、法人の統一したルールを学内に周知する。

また、法人は、委託元の経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託元の手続処理要領並びに本学の関係諸規程及び公的研究費の執行に係る事務処理要項等を遵守し、公的研究費の適切な管理に努める。

② 取引企業からの誓約書の提出

新規取引業者との契約金額が100万円を超える場合、先方より「誓約書」の提出を求める。誓約書の提出業者一覧を学内に周知し、発注件数が1件につき100万円を超える場合は、その都度「その業者から既に誓

約書が提出されているか」を確認してから発注する。未提出の場合は、契約を取り交わす前に誓約書の提出を求める

③ アルバイト雇用者の勤務状況の確認

公的研究費で雇用されているアルバイト雇用者の勤務状況を確認するため、各キャンパスの公的研究費管理室がアルバイト雇用者を対象にアンケートを実施し、アンケートの結果を踏まえて、個別面談を実施する。

アンケート結果は、不正防止計画推進部署に報告し、フォローアップ等を実施する。

(6) 情報発信・共有化の推進

① 相談窓口の設置

法人は、管理規程に基づき相談窓口を各キャンパスの公的研究費管理室が担うものとして設置し、本学ホームページでの周知を行うと共に相談窓口に係る情報を随時掲示する。

② 不正防止計画の公表

法人は、本学ホームページに不正防止計画を掲載し、学外にこれを公表する。

(7) モニタリングの在り方

① モニタリング

監査室は、法人全体の視点から書面による定期的なモニタリングを行うとともに、適宜、各研究室に赴き実地監査及び不備の検証を行う。

また、監査室は、管理規程の規定に基づき、効率的・効果的及び多角的なモニタリングを実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、情報交換、モニタリング等の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について意見交換を行う。

監事は、理事会において不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について意見交換を行う。

公的研究費管理室は、内部監査結果を CENTIS 等により学内に公表し、不正防止への啓発活動を実施する。

3. 不正防止実施計画（別紙）

2026年度 公的研究費不正防止計画

No	実施項目	担当部署 (協力部署)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 法人の責任体系の明確化																
①	職名及び責任体系をホームページで公表	研究推進部、広報課	◆————→													
(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備																
①	コンプライアンス教育の実施	研究者	◆————→													
②	啓発活動の実施	コンプライアンス推進責任者(研究推進部・各学部等)	◆		◆				◆			◆				
③	関係諸規程の点検・整備	研究推進部等	————→ 必要の都度													
④	教員からの誓約書の提出	研究者(研究推進部等)	————→ 獲得した都度													
⑤	通報窓口の設置	監査室	————→													
(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施																
①	防止計画推進部署の設置	統括管理責任者、研究推進部等						◆						◆		
②	不正防止計画の点検・整備	研究推進部、監査室						◆						◆		
(4) 研究費の適正な運営・管理活動																
①	研究費の適正な運営・管理活動	研究推進部	————→													
②	取引企業からの誓約書の提出	研究者(研究推進部等)	————→													
③	アルバイト雇用者の勤務状況の確認	研究推進部							◆		◆					
(5) 情報発信・共有化の推進																
①	相談窓口の設置	研究推進部	————→ 随時													
②	不正防止計画の公表	研究推進部	◆	————→												
(6) モニタリングの在り方																
①	モニタリング	監査室	————→													